

「特定小電力トランシーバー 買入」にかかる質問回答について

	質問内容	回答
1	<p>トランシーバー本体につきまして、以下の商品を同等品として申請いたします。</p> <p>(1)DJ-CH202:W55×H93.8×D18.8mm 仕様書の内容と比べて薄型ですので、ポケットに入れての持ち運びに便利です。 https://www.alinco.co.jp/product/electron/detail/id=5077</p> <p>(2)DJ-PB20 :W54.8×H94×D27.3mm 仕様書の内容と比べてやや厚めですが、そこまで大差はありません。 https://www.alinco.co.jp/product/electron/detail/id=4430</p> <p>何卒ご確認の程、宜しく願致します。</p>	<p>(1) DJ-CH202 について 電源が単三乾電池ではなく、本体サイズが仕様書の範囲外であるため、同等品として取り扱うことはできません。</p> <p>(2) DJ-PB20 について 本体サイズが仕様書の範囲外であるため、同等品として取り扱うことはできません。</p>

2	<p>項目：規格について</p> <p>【2 規格→ (5) →ウ：奥行き 22mm～27mm】</p> <p>奥行きが 22mm～27mm とありますが、応札予定の製品が奥行きが 19mm で突起物の箇所は 27mm あります。</p> <p>奥行きは、突起物を含む最大 27mm という認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>奥行きは、突起物を含む 27 mm とします。</p>
	<p>項目：その他</p> <p>【6 その他→ (2)】</p> <p>納入品は、同一社製・同一製品とありますが、応札予定の製品は、当社とメーカー1社で共同開発した製品になります。</p> <p>パッケージ製品のため、付属品にはメーカーのロゴが記載されております。(仕様書には付属品の指定はなし)</p> <p>製造はメーカーで行っているため、同一社製として認めて頂けますでしょうか？</p>	<p>本体が同一社製・同一製品であれば可とします。</p>